赤川水系の項の次の阿賀川の項を削り、次の項を加える。

仙台湾沿岸	宮城県岩沼市早股字前川百八十七番二地先から同市寺島字川向四十五番四地先まで及び同県亘理郡山元町山寺字須賀一番十五地先から同郡同町坂元字浜一番四地先まで	
梯川水系の項の次に次の項を加える。		
富山湾沿岸	富山県下新川郡朝日町泊大字草野字草下二百九番一地先から同県黒部市字大島四千三百三十一番二地先まで（富山県下新川郡朝日町泊大字赤川字下川原九百四十八番地先から同郡入善町古黒部字東梶田三番十一地先まで及び同町芦崎三百十五番四地先から同県黒部市荒俣千九百二十の一番地先までを除く。）	
北川水系の項の次の富山湾沿岸の項を削る。		
旭川水系の項旭川の項中「岡山県岡山市牟佐字高尾千六百七十三番地先」を「岡山県岡山市北区牟佐字高尾千六百七十三番地先」に、「同県同市玉柏字宮本二千七百四十四番地先」を「同県同市同区玉柏字宮本二千七百四十四番地先」に改める。		

○国土交通省告示第九百九十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十日

国土交通大臣　金子　一義

表天塩川水系の項を次のように改める。

天塩川	左岸	北海道士別市朝日町登和里三千七百三十九番二地先	九十九橋、名寄大橋、美深橋、誉平橋、天塩大橋	北海道開発局旭川開発建設部
	右岸	同市同町登和里三千九百九十六番一地先		
雄信内川		海		
七線沢の合流点		天塩川への合流点		
問寒別川		天塩川への合流点	天塩大橋	留萌開発建設部
ヌプカナイ川の合流点		天塩川への合流点		
名寄川		天塩川への合流点	天塩大橋	旭川地方気象台
然別川の合流点		天塩川への合流点		
剣淵川	左岸	北海道士別市西士別町千二百八十七番一地先	真勲別	
	右岸	同市北町四百十四番十二地先	九十九橋	

表石狩川水系の項中空知川を次のように改める。

空知川	左岸	北海道空知郡南富良野町字金山事業区八十三林班地先、富士川合流点	布部	北海道開発局石狩川開発建設部
	右岸	同町字金山一番の四十地先、富士川合流点		
	左岸	北海道富良野市字島の下四千五百九十番地先		
	右岸	同市字信濃沢千二百八十六番の一地先		

旭川水系の項中旭川の「左岸　岡山県岡山市牟佐字高尾千六百七十三番地先」を「左岸　岡山県岡山市北区牟佐字高尾千六百七十三番地先」に、「右岸　同県同市玉柏字宮本二千七百四十四番地先」を「右岸　同県同市同区玉柏字宮本二千七百四十四番地先」に改め、嘉瀬川水系の項中「武雄河川事務所」を「筑後川河川事務所」に改める。

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字水口一一番一から同町逢隈中泉字松木一六八番二まで	前	四六・〇〇メートル～二六五・〇〇メートル	一・〇三九キロメートル
	後	二一・〇〇メートル～二三三・〇〇メートル	〇・九八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	相模原市城山町城山三丁目二〇八番三から同市城山町城山三丁目一三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十日

○近畿地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三百四十四号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業一号西日本旅客鉄道関西線、二号西日本旅客鉄道桜井線

三　事業施行期間　自平成十年三月二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三百四十九号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成十年三月二日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし　使用の部分　なし